

春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第22号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引  
かれた字句に改める。

改正後	改正前
(職員) 第11条 3 (4) 学校教育法に基づき、幼稚園、小学校、 <u>中学校、義務教育学校</u> 、高等学校又は中等教 育学校の教諭となる資格を有する者	(職員) 第11条 3 (4) 学校教育法に基づき、幼稚園、小学校、 <u>中学校</u> 、高等学校又は中等教育学校の教諭と なる資格を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。